

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 秋田県潟上市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.0%
全職員	91.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長相当職	-
課長相当職	94.9%
課長補佐相当職	94.8%
係長相当職	90.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.5%
31～35年	96.0%
26～30年	91.8%
21～25年	92.0%
16～20年	90.7%
11～15年	97.3%
6～10年	104.7%
1～5年	87.4%

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は75.0%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目として、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。